

事業再生・債権管理

Restructuring, Rehabilitation and Debt Management

Newsletter

〈2020年10月号〉

目次

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

1 | 民事再生の伝家の宝刀-管理命令で経営陣が経営権を失う時-



2 | フィリピンの人的財産担保法



3 | 集合債権譲渡担保権が担保権消滅許可の対象になるとした事例 —東京高裁令和2年2月14日第22民事部決定—



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

民事再生の伝家の宝刀-管理命令で経営陣が経営権を失う時-

宮本 聡
So Miyamoto

PROFILEはこちら



1 はじめに

民事再生は、管財人が選任されず、監督委員の監督の下、それまでの経営陣が経営権を維持しつつ事業再建にあたる、DIP型を基本とする手続です。実際にも大多数の民事再生案件はDIP型で手続が進められており、この点は、管財人が経営陣に代わって財産を管理・処分する管理型を基本とする破産や会社更生と異なる、民事再生の特色といえます。

しかしながら、近時の民事再生案件、例えば、株式会社レナウン(令和2年5月申立て/東京地裁)、学校法人明浄学院(令和2年3月申立て/大阪地裁)、別稿でご紹介している東京高決令和2年2月14日(金法2141号68頁)の事案(令和元年8月申立て/東京地裁)等において、管財人が選任される事例(管理型民事再生)が見られます。

過去を振り返ってみると、かつて、東京地裁では管理型民事再生は見られませんでした、この10年ほどで見られるようになってきました。

そこで、本稿では、DIP型を基本とする民事再生において「伝家の宝刀」ともいわれる管理命令が発令されるのはどのような場合か、実務の運用にも触れつつご紹介します。

2 管財人が選任される場合

民事再生は、裁判所から選任された監督委員による監督の下、債務者が公平誠実義務を負いつつ、業務遂行権及び財産管理処分権を維持しながら手続を遂行する、DIP型を原則としています(法38条1項及び2項)。

しかしながら、監督命令のみでは民事再生手続の公正さを

十分に確保できない例外的な場合があります。そこで、法は、一定の場合、裁判所が管財人による管理を命じること(管理命令)ができるとしています(法64条1項)。管理命令により選任された管財人は、再生債務者の事業経営権及び財産管理処分権を持ち(法66条)、管財人自ら再生債務者の事業再建にあたることになり、従前の経営陣は経営権を失うことになります。

管理命令は、条文上、①財産の管理又は処分が失当であるとき、あるいは②その他再生債務者の事業の再生のために特に必要があると認めるときに、(債権者や監督委員等の)利害関係人の申立てにより又は裁判所の職権で発令されます(法64条1項)。以下、具体的にどのような場合に発令されるのか、見ていきます。

(1) 「財産の管理又は処分が失当であるとき」

条文上は、「財産の管理又は処分が失当であるとき」とされていますが、民事再生手続が必要な法人の経営者には、過去の財産の管理処分が失当であったと認められることが少なくありません。そのため、単に「失当」であることをもって管理命令が認められるとすると、DIP型を原則とする民事再生の趣旨に反すると考えられます。そこで、「財産の管理又は処分の失当が重大なものであるときに」限定して管理命令の要件を満たすと解釈されています¹。かかる解釈のもと、具体的に管理命令の発令が想定される事例としては次のようなものが考えられます。

① 特別背任や重大な粉飾決算など経営者による会社

1: 園尾隆司=小林秀之編「条解民事再生法」(高田賢治)337頁(2013年、3版、弘文堂)

の業務遂行に重大な問題がある事案

- ② プレパッケージ型の民事再生で、スポンサーとの間に債務者会社の代表者を譲渡先となるスポンサー会社の役員に迎えるとの密約があることが判明するなど譲渡対価の決定過程に疑念がある事案

(2) 「その他再生債務者の事業の再生のために特に必要があると認めるとき」

具体的には、再生債務者の経営者が管理命令の発令を希望する場合、放漫経営の継続又は経営能力の不足のために再生債権者の多数が経営者の交代を希望している場合、取締役等が重大な職務上の不正行為をした場合等が考えられます。また、役員間で経営権を巡る争い等があり事業継続に支障が生じているような場合もかかる要件を満たしうと考えられます(特に、株式会社以外の法人(医療法人や学校法人等)は、会社更生を活用できないため、管理型民事再生を活用する場面がより生じうると思われます)。

なお、管理命令の発令は、管理命令により再生債務者の事業の再生を図ることができる場合に限られ、再生の見込みがない場合には民事再生手続の廃止が検討されることになります。

3 実務の運用

(1) 大阪地裁

やや古いデータですが、平成12年4月から24年6月までの大阪地裁の通常再生873件のうち事業再建を目的として管理

命令が発令された事例の割合は5.7%との報告があります²。

大阪地裁では、民事再生法施行当初から、民事再生の遂行を再生債務者自身に委ねることが相当でないと認められる場合に管理命令を発令してきています。裁判所は、管理命令の発令に際し、再生債務者代理人あるいは主要債権者の意見聴取を行い、監督委員の報告書等で一定の事実確認をしたうえで監督委員の管理命令相当の意見を得るなど、手続的に慎重な取り扱いをしているとされています³。

(2) 東京地裁

東京地裁では、かつて、DIP型を基本とする民事再生において管理命令が発令されると、債務者が管理命令を恐れて民事再生の利用を躊躇するのではないか、との考え方のもと、平成21年までは(1件を除き)管理命令を発令した事例がない状況でした。このような点で、東京地裁と大阪地裁では管理命令の発令に関する運用に違いがありました。

しかしながら、東京地裁は、平成22年1月より、このような運用を改め、再生債務者の財産管理に大きな問題があり、DIP型で手続を進めることが極めて困難な場合には管理命令を発令することとしました。実際、平成22年1月から平成24年10月までに東京地裁の9件の事例で管理命令が発令されたとの報告があります⁴。また、直近でも、令和元年の東京地裁の再生事件67件のうち4件(約6%)で管理命令が発令されたとの報告があります⁵。

東京地裁では、管理型(管理命令)が相当である旨の監督委員の意見を得た上で、再生債務者も審尋(法64条3項本文)等を通じて管理型を執ることに事実上の同意を表明した

2:小野憲一ほか「大阪地裁倒産事件における現況と課題」(判例タイムズ1381号37頁)

3:中井康之「管理命令の現状と課題」事業再生研究機構編『民事再生の実務と理論』12頁(2010年、商事法務)、中本敏嗣「民事再生事件処理における裁判所の関与の在り方」『現代民事法の実務と理論』(2013年、きんざい)

4:鹿子木康「再生事件における適正な手続進行を確保するための工夫」伊藤眞ほか編『時代をリードする再生論』151頁(2013年、商事法務)

5:縣俊介「管理型の民事再生」事業再生と債権管理169号94頁

場合に限り、管理命令を発令する扱いとしており、平成30年6月時点では、再生債務者が反対しているにもかかわらず管理命令を発令した事例はなく、手続的に慎重な取り扱いをしているとされています⁶。

そのため、現状においては、管理命令の発令について、東京地裁と大阪地裁の運用に大きな違いはない、といえます。

4 まとめ

上記のとおり、DIP型を基本とする民事再生において、東京

地裁・大阪地裁では、例外的な場合に慎重な手続のもと管理命令を発令する(伝家の宝刀が抜かれる)実務運用が取られています。

このような運用は、真に必要な場合に伝家の宝刀が抜かれていることを示しているにすぎず、民事再生の基本がDIP型であるという原則を変更するものではありません。その意味で、管理命令に関する現在の実務運用は、DIP型を基本とする民事再生の適正な運用を担保する一つのツールとして位置付けるのが適切であると考えられます。

6: 館内比佐志ほか編「民事再生の運用指針」35頁(2018年、きんざい)

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

フィリピンの人的財産担保法

丸山 貴之
Takayuki Maruyama

PROFILEはこちら

1 はじめに

フィリピンにおいて、共和国法11057号(Republic Act No. 11057)の人的財産担保法(Personal Property Security Act。以下「人的財産担保法」又は「法」といいます。)¹が2019年2月9日に、人的財産担保法施行規則(Implementing Rules and Regulations of Republic Act No. 11057(Personal Property Security Act)。以下「人的財産担保法施行規則」又は「規則」といいます。)²が2019年12月3日に、それぞれ施行されました。人的財産担保法は、国連国際商取引法委員会の2016年担保取引に関するUNCITRALモデル法(UNCITRAL Model Law on Secured Transactions (2016))をベースに制定されたものです³。

人的財産担保法及び人的財産担保法施行規則は、動産、債権、有価証券、株式、知的財産権等を含むすべての有体・無体の人的財産⁴への担保設定、担保権の対抗要件や優先順位、担保実行の方法等について規定するものです。

人的財産担保法及び人的財産担保法施行規則の施行前は、担保目的物の種類等によって、担保権の設定、対抗要件具備、実行の方法等が異なっていましたが、人的財産担保法及び人的財産担保法施行規則により、人的財産について統一的な担保設定、対抗要件、実行方法等が定められま

した。

人的財産担保法の施行により、譲渡担保法(Chattel Mortgage Law)、民法(Civil Code of the Philippines)の担保権に関する規定、資産登記令(Property Registration Decree)の動産譲渡担保の登記に関する規定が廃止されています。

本稿では、人的財産担保法及び人的財産担保法施行規則に定められる人的財産への担保権の設定、対抗要件、実行方法等について、ご説明いたします。

2 担保権の設定

担保権設定者は、自らの債務又は第三者の債務のために人的財産に担保権を設定することができます。

担保権は、担保契約(security agreement)により設定されます(法5条、規則3.01条)。担保契約は、書面によるものとされ、両当事者が署名し、担保目的物及び被担保債権を特定する必要があります(法6条、規則3.03条)。担保目的物の記載は、合理的に特定されていることが必要ですが、例えば、担保権設定者が保有するすべての人的財産、すべての在庫といった記載でも足りるものとされています(法7条、規則3.04条)。

1: 人的財産担保法の条文につきましては、以下のウェブサイトをご覧ください。
<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2018/08aug/20180817-RA-11057-RRD.pdf>

2: 人的財産担保法施行規則の条文につきましては、以下のウェブサイトをご覧ください。
<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2019/10oct/20191010-IRR-RA-11057-RRD.pdf>

3: 2020年9月現在、フィリピンを含め8か国において、担保取引に関するUNCITRALモデル法をベースにし、又はその影響を受けた法律が制定されています。
https://uncitral.un.org/en/texts/securityinterests/modellaw/secured_transactions/status

4: 人的財産には不動産は含まれません。また、人的財産担保法及び人的財産担保法施行規則の対象となる人的財産からは、航空機及び船舶は除外されています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士からのアドバイスをお受け頂ければと存じます。

将来取得する財産であっても、担保契約に担保目的物として記載することは可能です。もともと、担保権が効力を有することになるのは、担保権設定者が当該財産の所有権又は担保権を設定する権限を取得した後に限られます(法5条、規則3.05条)。

担保権は、当事者間で別段の合意がない限り、担保目的物が売却、リース、ライセンス、交換その他の処分がなされた場合でも、担保目的物上に存続します(法9条)。但し、通常の業務の過程で善意で動産を取得した者は、担保権の負担を免れることができます(法21条)。担保権は、担保契約にて、担保目的物である動産が製品に変わった場合には当該製品にも及ぶものと規定することができますが、その及ぶ範囲は製品になる前の当該動産の価値に限定されます(規則3.05条)。

担保目的物が売却された場合には、担保権は、特定可能又は追跡可能な売却代金にも及ぶものとされています。担保目的物の売却代金については、上記製品への担保権と異なり、担保契約に記載がなくとも担保権が及ぶことになります。売却代金が預金口座に入金され、他の金銭と混合した場合、売却代金が特定不能であっても、追跡可能であれば、混合する直前の売却代金額の限度で担保権は及ぶことになります。混合した後に、売却代金額よりも預金残高が少なくなった場合、担保権の及ぶ範囲は、混合時から売却代金に対する担保権主張時までの間における最も低い預金残高に限定されます(法8条、規則3.06条)。

3 対抗要件

担保権は、登記所における届出の登録、又は担保権者による担保目的物の占有により対抗要件が具備され、対抗要件具備により、第三者に対し効力を有するものとなります(法11条、12条、規則4.01条、4.02条)。もともと、対抗要件具備のための占有は担保権者又は担保権者のために行動する者によるものでなければならず、担保権設定者や債務者が担

保権者のために占有することにより対抗要件を具備することはできません(規則4.02条)。よって、日本法上の占有改定のような形で対抗要件を具備することはできないため、例えば、債務者の倉庫にある在庫を担保にとる場合には、債務者の倉庫に在庫を置いたままでは占有取得による対抗要件具備はできず、登録の方法により対抗要件を具備することになります。

担保目的物が売却された場合、担保権は、特定可能又は追跡可能な売却代金に及ぶのは上記2のとおりですが、被担保債権の不履行前に担保目的物が処分された場合、売却代金上の担保権については、追加の行為なしに対抗要件が維持されます(法14条、規則4.09条)。

フィリピン土地登記局(Land Registration Authority)は、2020年5月までに、人的財産の登記のために、中央集中型の全国的な電子登記簿を創設、管理するものとされています(規則5.01条)。しかしながら、コロナウイルス感染症拡大の影響によりフィリピンでは全国的なロックダウンが起こったため、かかる電子登記簿の創設は遅延し、2020年9月現在も電子登記簿への移行は完了していません。電子登記簿創設までの移行期間中は、譲渡担保法(Chattel Mortgage Law)に従い登記がなされることになります。

4 担保権の優先順位

同一の担保目的物に対する担保設定は、担保権設定の先後ではなく、対抗要件具備の先後により優先順位が定まるのが原則です(法17条、規則6.01条)。ただし、担保目的物の種類によっては、対抗要件具備の先後とは異なる優先順位の定め方が法に規定されているものもあります(法18条～20条、23条、24条、規則6.02条～6.05条)。

担保権設定者が倒産した場合、倒産手続開始前に対抗要件を具備した担保権は、倒産手続において担保権として優先権を享受することができます(法22条、規則6.04条)。

5 担保権の実行

担保権は、法的手続により実行することも、法的手続によらずに実行することも可能です(規則7.01条)。法的手続によらない場合には、担保目的物の私的売却や、担保目的物の取得といった方法による担保実行が可能です。

(1) 担保目的物の占有取得

担保権者が目的物を占有していない場合、債務者に被担保債権の不履行があると、担保権者は、担保契約に定めがあれば、法的手続を要することなく、平穩を害しない方法により、担保目的物の占有を取得することができますものとされています(法47条、規則7.02条)。担保権設定者の私的な居住地に許可なく立ち入る場合、物理的な暴力や脅迫を用いる場合、占有取得又は担保権設定者との対面の際に法執行官を同行する場合には、平穩を害するものとされています(規則7.02条)。

また、被担保債権の不履行後、担保権者は、法的手続によらずに平穩を害しない方法で占有を取得することができない場合、裁判所に対して、不履行事由を特定したうえで占有取得を求める申立てをすることができ、裁判所は、不履行事由の発生及び担保権者の占有取得権限が認められる場合、担保権者の占有取得を命ずることになります(法47条、規則7.03条)。

(2) 先順位担保権者による実行手続の承継

後順位担保権者が担保権実行を開始した場合、先順位担保権者は当該実行手続を承継することができます(法46条、規則7.04条)。

(3) 債権を担保目的物とする場合の当該債権の回収

担保権設定者が第三債務者に対して有する債権が担保目的物の場合、被担保債権の不履行後、担保権者は、法的手続によることなく、第三債務者に対し担保目的たる債権の支

払いを担保権者に行うように指示し、支払受領分から回収のための合理的費用を控除した額を被担保債権の満足に充てることができます(法48条、規則7.05条)。

(4) 担保目的物の処分

被担保債権の不履行後、担保権者は、担保権設定者、他の担保権者等の利害関係人に対して事前の通知をしたうえで、担保目的物を、その現状にて、競売又は私的売却により処分することができます(法49条、51条、規則7.06条、7.08条)。

担保目的物の処分は商業上合理的な方法によらなければならない、当該種類の資産を取引する者の間における商慣習に合致する方法により処分する場合には、商業上合理的な方法による処分とみなされ、単に異なる時期、異なる方法による処分であればより高い価格で処分できたはずというのみでは、商業上不合理とされるものではありません(法50条、規則7.07条)。

処分代金は、処分のための合理的な費用(合理的な弁護士費用を含みます。)及び被担保債権の弁済に充てられます。また、余剰があれば後順位担保権者の被担保債権の弁済に充てられ、なお余剰が生じた場合には担保権設定者に返還されます(法52条、規則7.11条)。

(5) 担保目的物の取得

被担保債権の不履行後、担保権者は、被担保債権の全部又は一部の満足のために担保目的物を取得することを、債務者及び担保権設定者に対し提案することができます。かかる提案を行う場合には、債務者・担保権設定者、他の担保権者、その他担保目的物につき利害関係を有する者に対し、通知を行うことが必要とされています。

被担保債権の全部の満足のための担保目的物の取得の場合には、通知から20日以内に提案を受ける権限を有する者から異議がないことにより取得が認められます。他方、被担保

債権の一部の満足のための担保目的物の取得の場合には、通知から20日以内に通知の名宛人すべてから同意を得なければ、担保目的物の取得は認められません(法54条、規則7.13条)。

(6) 担保目的物の受戻し

担保目的物の処分につき通知を受ける権利を有する者(上記(5)参照。)は、被担保債権全額(担保権実行に要する合理的な費用を含みます。)を弁済することにより、担保目的物を受け戻すことができます(法45条、規則7.10条)。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

集合債権譲渡担保権が担保権消滅許可の対象になるとした事例 —東京高裁令和2年2月14日 第22民事部決定—

平岡 絢
Aya Hiraoka

PROFILEはこちら

第1 はじめに

担保物権を設定するような目ぼしい資産を所有していない企業においては、将来発生する債権をまとめて譲渡し、これを担保に資金調達を行う場面も多いかと思いますが、当該債権譲渡が債権譲渡担保権の設定としての性質を有するのか、或いは真正な債権譲渡に当たるのかについては、企業の倒産局面においてしばしば問題になるところです。仮に当該債権譲渡が担保権の設定としての性質を有すると判断されれば、かかる債権譲渡は管財人による担保権消滅許可申請（破産法186条1項、民事再生法149条1項）の対象となり、債権者にとっては満額の債権回収の道を断たれる等の不都合が生じ得るため、とりわけ債権者にとっては関心の強い問題かと思えます。

今回ご紹介する東京高裁令和2年2月14日 第22民事部決定（金融法務事情2141号68頁、以下「本件」といいます。）は、まさに債権譲渡契約に基づく集合債権の譲渡が実質的

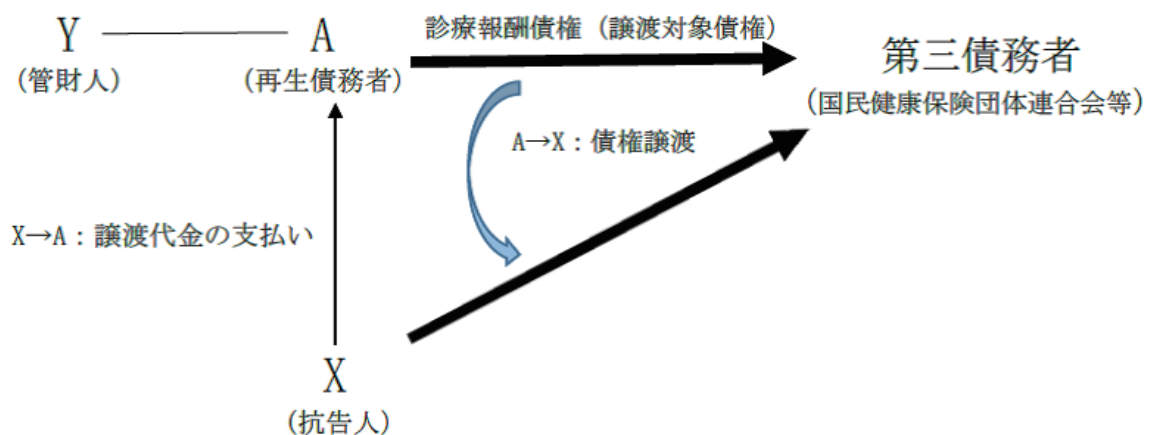
には譲渡担保権の設定に当たり、担保権消滅許可の対象になると判断した事例であり、今後の取引実務において大変参考になる事例です。

第2 事案の概要

1 当事者等

Aは、令和元年8月26日に債権者により民事再生手続開始の申立てをされた医療法人社団であり、本件の原告人であるXは、Aとの間で債権譲渡契約を締結した診療報酬債権の取得等を目的とする合同会社です。また、相手方であるYはAの管財人であり、Aの再生手続事件において、Aの診療報酬債権についてXのために譲渡担保権が設定されているとして、担保権消滅許可の申立てを行いました。

2 時系列¹



1: 本ニュースレターでご紹介する論点に関連する部分のみ抜粋しており、事実関係も一部簡略化しています。

時期	事象
平成 27 年頃	・ A の経営状態が悪化し、資金調達の必要に迫られるようになる。 ・ D は、A から資金調達の相談を受け、特定目的会社として X を設立。 ・ D は、A に対し、X が A の将来の診療報酬債権の譲渡を受けて A に 10 億円を融通する等のスキームを打診。
平成 28 年 1 月 18 日	上記経緯を経て、XA 間で債権譲渡契約書を締結（以下「本件債権譲渡契約」という。）。主な契約の内容は以下のとおり。 ● A が国民健康保険団体連合会等に対して有する平成 27 年 12 月 1 日から令和 5 年 2 月 28 日までの間の各月に生ずる診療報酬債権を「譲渡対象債権」、同年 3 月 1 日から令和 6 年 2 月 29 日までの間の各月に生ずる診療報酬債権を「担保債権」として、これらをいずれも X に譲渡する。 ● A は X に対し、<u>譲渡対象債権を X に対して真正に譲渡することを意図しており、担保提供その他の意図を有していない</u>ことを表明し保証する。 ● 譲渡対象債権の譲渡代金は、各月の診療報酬債権ごとに「債権基準額」を設定し、同基準額に「掛目」を乗じた額（以下「買取債権金額」という。）から、同額に「割引率」を減じた額とする。 ※「債権基準額」は、全ての譲渡対象債権について 3 億 5000 万円とされ、「掛目」は当初段階では 98.05%であるものの、契約締結後 2 年目以降は漸減していくものとされ、「割引率」は、当初 2 か月分の債権についてのものを除き 1.25%前後でほぼ一定とされていた。 ● 譲渡対象債権の譲渡代金の支払時期は、平成 27 年 12 月 1 日から平成 28 年 2 月 29 日までの 3 か月に生ずる診療報酬債権（以下「当初譲渡対象債権」という。）については、同年 1 月 22 日に、その後の譲渡対象債権の譲渡代金については、X が、当該月の 2 か月前に生ずべき債権につき弁済があったこと、その他、X が必要とする手続きが履行されたことを確認した日から 3 営業日以内に支払う。 ● 契約締結から 2 年を経た後には、A の側からも解約を申し入れることができるが、その場合、A は X から受領した譲渡代金（解除されなかった譲渡対象債権に係るもの及び X が弁済を受領した譲渡対象債権に係るものを除く。）を直ちに X に支払う。また、本件債権譲渡契約が解除又は解約された場合には、譲渡対象債権は、当然に担保債権に組み入れる。

平成 28 年 2 月 5 日	X は、本件債権譲渡契約に基づき、A に対して 10 億 2951 万円 ² を交付し、 <u>A はこれを長期借入金として会計処理。</u>
令和元年 8 月 26 日頃	・A の債権者が民事再生手続開始の申立てを行い、Y が管財人に選任される。 ・X が民事再生手続において提出した債権届出書には、<u>X が A に対して本件債権譲渡契約書に基づく 13 億 9000 万円余りの債権³を有すること、当該債権について譲渡担保の担保権を有すること等が記載されていた。</u>
令和元年 11 月 15 日頃	・A の診療報酬債権について X のために譲渡担保権が設定されているとして、Y より同譲渡担保権について 5000 万円を裁判所に納付してこれを消滅させることの許可申立てがなされ、裁判所がこれを許可する決定を行う。 ・上記裁判所の決定に対して、X がその取消し及び担保権消滅許可申立ての却下を求めて申立てを行う（当該申立てに対する決定が本件である）。

第3 争点

本件においては、主に、本件債権譲渡契約が担保目的での譲渡に当たり、担保消滅許可の対象となるかが問題となりました⁴。

取り債権残高に相当する額の融資や担保を目的とするものであって、譲渡担保の実質を有すると評価できると判示しています。

第4 裁判所の判断⁵

裁判所は、本件債権譲渡契約が担保目的での譲渡に当たるとして、主に以下の点を理由に、本件債権譲渡契約の全体を合理的に解釈すれば、譲渡対象債権の譲渡は、A がXに対して与えた当初譲渡対象債権の代金やその後の買

① 本件債権譲渡契約の内容(Xは、契約締結時には、未発生ないし支払期日が到来していない3か月分の診療報酬債権の譲渡代金をAに対して交付し、以後は、譲渡対象債権のうち最初に支払期日が到来するものについて弁済を受け、これを原資に最後に支払期日が到来するものの翌月分の診療報酬債権の譲渡代金を支払うというもの⁶)を経済的にみれば、Aは、Xから譲渡代金の支

2:判旨には明確な記載がありませんが、支払時期及び金額からして10億2951万円は当初譲渡対象債権に係る譲渡代金(3億5000万円×0.9805×3か月－割引率)であると考えられます。

3:当該金額は平成28年2月5日にXがAに対して交付した金額(10億2951万円)と異なりますが、これは、前掲に記載のとおり10億2951万円というのはあくまで当初譲渡対象債権に係る譲渡代金であり、その後Xによる債権届出時までの約3年半の間に、更なる譲渡代金の交付等により債権額に変動が生じたことに起因するものと考えられます。

4:その他、本件では、診療報酬債権がAの「事業の継続に欠くことのできないもの」(民事再生法149条1項)といえるか、裁判所が認定した担保権評価額としての5000万円は不当に低い金額であるかが問題となりましたが、紙面の関係上、本ニュースレターからは割愛しております。

5:本ニュースレターでご紹介する論点に限り、筆者にて抜粋・要約し、重要部分に下線を引いております。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

払を受けることにより、自ら診療報酬債権を回収するより1か月から3か月早く資金を手にすることができることになるから、Xは、ほぼ常時3か月分の買取債権金額の合計相当額についてAに金融を与えていることとなる。これは、Aが当初段階で10億円余りの融資を受け、2年間については利息のみを支払い、その後は弁済に伴い元本額が徐々に減少すると捉えることと相違ない。

- ② 本件債権譲渡契約においては、契約締結から2年を経た後には、Aの側からも解約を申し入れることができるとされていたことからして、本件債権譲渡契約による譲渡対象債権のXへの移転は、所定の時期以降はAの意思によって任意に覆すことが可能ないわば暫定的なものとされていたと見ることができ、これは、当初譲渡対象債権の譲渡代金やその後の買取債権残高に相当する額の支払の実質が融資であって、譲渡対象債権の譲渡はその担保の目的であるとの理解とよく整合するものであるといえることができる。
- ③ 本件債権譲渡契約が解除又は解約された場合、譲渡対象債権は、当然に担保債権に組み入れるものとされており、これは、そもそも譲渡対象債権の譲渡が、契約が終了する場合にXにおいて返還を受けるべき当初譲渡対象債権の代金やその後の買取債権残高に相当する額の支払の担保を目的としており、解除や解約がされた場合においては、その担保としての性格が顕在化するものと理解することが可能である。
- ④ Xは、自身が民事再生手続事件において提出した債権届出では、Aに対して買取債権残高相当の債権を有

し、その債権について譲渡担保の担保権を有するとしていたものであり、Xにおいても、本件債権譲渡契約によって譲渡担保権を有することになると認識していたことがうかがわれる。また、Aにおいても、当初譲渡対象債権の代金とされる10億円余りを長期借入金として処理しており、少なくともAの側としては、当初譲渡対象債権の代金として受領した金額は借入金に類するものと認識していたことが一応うかがわれる。

第5 当事者間で締結された契約が譲渡担保契約に当たるかをどのように判断すべきか

当事者間で締結された契約が譲渡担保契約に当たるかをどのように判断すべきかについて、従前の最高裁は、契約の形式面に固執することなく、具体的事情に着目し、実質的に譲渡担保の目的を有するか否かという観点からこれを判断しているものと考えられます⁷。そして、本決定においても、裁判所は、本件債権譲渡契約によって、XがAに対して実質的には融資を与えていることになることや(①)、対象債権の移転が暫定的なものであったこと(②)、契約内容や当事者の認識等(③④)の具体的事情を考慮して、本件債権譲渡契約が実質的には譲渡担保の目的を有すると判断しており、本決定は従前の判例の傾向に沿ったものといえます⁸。

第6 非典型担保たる集合債権譲渡担保が担保権消滅許可の対象となるか

本件で問題となったのは集合債権譲渡担保といういわゆる非典型担保⁹ですが、かかる非典型担保が典型担保と同様に

6:判旨によれば、当該スキームは第2「時系列」にて記載した譲渡代金の支払時期に関する条件(当初譲渡対象債権についての譲渡代金は平成28年1月22日にAに交付し、以後の譲渡代金については当該月の2か月前に生ずべき債権につき弁済があったことを条件としてAに支払うというもの)から導き出されるものと考えられます。

7:最一小判平成18年2月7日民集60巻2号480頁、最一小判平成18年7月20日民集60巻6号2499頁。

8:金融法務事情2141号70頁。

9:譲渡担保、所有権留保、ファイナンス・リース等、民法典に定められていない担保権をいいます。

担保権消滅許可の対象となるかについては、非典型担保は公示方法としての登記・登録が存在しないことが多く、担保権の成立の認定に困難を伴うことがあること、非典型担保が複数設定されたり典型担保と競合したりする場合に、民事執行法の定めに従って納付された金銭の配当を行うことに困難を伴うことがあること等から、担保権消滅許可の対象とするかについては慎重な検討が必要であるといった指摘もあるところです¹⁰。もっとも、債務者の再生のために担保権消滅許可を認める必要性は非典型担保であっても同様に存在することからして、非典型担保も原則として許可の対象になるとするのが適切と考えられ¹¹、また、上記で指摘されている典型担保との競合の場面については、例えば非典型担保に優先する典型担保がある場合にはまずそれに配当し、残額は非典型担保権に配当し、さらに残余があれば再生債務者等に交付するといった運用を採用することにより対応可能と考えます¹²。したがって、本決定は、非典型担保たる集合債権譲渡担保が担保権消滅許可の対象になると判示した点においても是認できるものと考えます。

第7 最後に

本決定は、上記に記載のとおり、争点を単体として見た場

合には妥当な結論であるといえますが、結論全体の妥当性という観点からは、本件のような担保権の設定とも真正な債権譲渡ともいずれとも解釈されうる契約の当事者Xとしては、再生手続においてどのような対応を取れば適切であったのかという点に少々疑問が残るところです。もっとも、この点については、当該債権譲渡契約が真正な債権譲渡ではないと判断される場合に備えて予備的に別除権者としての届出(民事再生法88条本文)をしておくことで対応可能と考えられ、現に本件においても、裁判所は「当該債権届出書には、予備的な届出である旨の記載はされておらず、Xにおいて本件債権譲渡契約が真正譲渡であると主張したのは本件の担保権消滅許可の申立てがされた後に至ってからであった」との事実認定をしており、予備的届出がなされていればこれを考慮する可能性が示唆されているため、債権者にとって妥当な結論を導く道は残されているといえます。いずれにせよ、本決定は、仮に契約書において当該契約が担保提供を目的とするものではないとの点が明記されていたとしても、その実質が担保としての性質を有する場合には担保権消滅許可の対象となり得る点を明確に示したものとして、実務上参照価値の高いものと考え、ここに紹介する次第です。

10: 前掲注8-71頁。

11: 園尾隆司他「条解民事再生法」[第3版] 798頁(弘文堂、2013年)。

12: 四宮章夫他「詳解民事再生法」[第2版]—理論と実務の交錯— 409頁(民事法研究会、2009年)

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】